

●香川県告示第26号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成31年2月8日から同年3月1日まで一般の縦覧に供する。

平成31年2月8日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 中徳三谷高松線（43号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
高松市香川町東谷字仏坂999 番地先から	前	12.6~13.8	10	災害復旧事業による法面 対策
高松市香川町東谷字仏坂998 番1地先まで	後	18.4~20.5	10	